

第10回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成29年1月17日（火曜日） 10:00～11:30

●場所：滋賀県庁北新館3階 多目的室3

●内容：〔議事〕

（1）「景観影響調査」における太陽光発電施設の取扱いについて【諮問事項】

（2）太陽光発電施設設置による景観影響に関する課題整理について

〔報告〕

・景観シンポジウム「近江の風景と街道」他開催結果について

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（会長）、佐伯祐二委員、外園光江委員、平井利佐委員、福谷晃委員（7名6名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

【質疑応答】

（1）「景観影響調査」における太陽光発電施設の取扱いについて【諮問事項】

- 県が想定している13m以上の高さの太陽光発電施設とはどのようなものか。
- ◆ 草津市に設置されたものは13m以上の高さがあると見られる。その他に県内の設置例は見られないため、今回の審議事項はあくまでも予防措置と考えている。
- 高さのあるものが目立つのは理解するが、単体で目立たない工作物が連続すると目立つ場合もある。斜面に設置された場合は特に高さのないものでも遠景に影響を及ぼすのではないか。
- ◆ 景観影響調査制度は、景観法の枠組みの中で景観形成に関する行政間調整が困難になってしまったため、これを補完する枠組みとして検討してきた。湖岸の限られたエリアに設置される工作物が対岸の市の景観に影響を及ぼす場合を想定し、あらかじめ景観シミュレーションを行うこととしている。5kmを超えると景観影響が小さくなることから、調整を要するのは主に湖南地域と考えている。湖南の湖岸地域はおおむね平坦で、平坦な地域において対岸景観に影響を及ぼすものとしては高さのある工作物のみと考えている。湖岸地域以外、あるいは近景も含めた地域ごとの景観に対する影響については次の議題でご意見を伺いたい。
- 議会の知事答弁において、太陽光発電施設の設置が「琵琶湖対岸の眺望景観に与える影響が見られる」と述べているが、具体的に何か懸念される事象があったのか。
- ◆ 実際には琵琶湖の対岸に影響する施設の設置はこれまでのところないと認識している。普及が進む社会的情勢から、対岸景観に影響を及ぼす施設が設置される可能性が懸念されることを認識しているという旨の答弁と考えている。

- 他の建築物・工作物についても、13mをひとつの基準として検討してきたため、太陽光発電施設も同様に13mで妥当と考える。他方、太陽光発電施設と風力発電施設の形態の特徴を想像すると、風車のブレードよりも太陽光発電施設の方が上部のパネルが目立つように考えるが、風力発電施設と同等の基準で支障ないか。
- ◆ 建築物も同様の基準にしている。建築物の壁面に同基準の色彩が採用されたとしても支障ないという判断であるから、太陽光発電施設の基準としても妥当と考えている。パネルの色彩については、このモデルの参考としている草津市と同じくマンセル値での基準の明記はしていない。基本的にパネルは低明度低彩度のものしかないと考えている。フレームや柱など、付属施設にマンセル値の基準が適用される。
- 滋賀県景観行政団体協議会における合意事項として、他の工作物と同様に、景観影響調査の対象に13m以上の高さの太陽光発電施設も含めることとし、調査時の適用基準を事務局案の通りとすることで、出席委員一同異議なし。
- 滋賀県景観行政団体協議会における合意事項として、各市が太陽光発電施設の設置に伴う地域の景観への影響に対応するため、対岸景観に影響を及ぼさない一定規模の太陽光発電施設を琵琶湖景観形成地域に設置する行為を景観法に基づく届出対象行為とすることで、出席委員一同異議なし。

(2) 太陽光発電施設設置による景観影響に関する課題整理について

- 高い位置に設置される施設も気になるが、施設の縁に植栽やフェンスを並べることで違和感や圧迫感を緩和することができる。他自治体でもいろいろなテクニックで取り組んでいるので、参照してほしい。フェンスの色が不調和であったり、フレームの色がパネルの色と不調和であったりすると目立ってしまう。また、青いパネルは周辺の自然にはそぐわないため、黒でまとめるのが望ましい。
- 先の議題と同じく、行政による個別指導により、パネルの色彩等について丁寧な誘導を心掛けていただきたい。特に歴史街道などで丁寧に指導することが望まれる。
- 経済産業省のガイドラインが策定された暁に、景観法に基づく事項で対応を要することはあるのか。
- ◆ 当面6町で県の景観計画が適用されるが、6町域で課題が生じないとも限らないので、注視が必要。
- 経済産業省が策定するガイドラインについて、県のエネルギー政策課から文言として補足やリクエストできることはあるのか。
- ◆ エネルギー政策課の開催している研究会に参加しているが、市町でも太陽光発電施設の普及に伴う支障事例に関する課題認識が進んできたところである。高知県など先進的にガイドラインを策定された自治体もあるが、まずは経済産業省がそうした先進的な内容も踏まえてガイドラインを策定することとなった。県エネルギー政策課と協議を行っている県内市町の各所属も、経済産業省の成果を見守っている状況。

・景観シンポジウム「近江の風景と街道」他開催結果について

※事務局より資料に沿って説明